担当部署: 商工観光課

| 処分の概要 | 指定の取消し等 |
|------------------|-------------------|
| 例 規 名 根 拠 条 項 | 大河原町企業立地促進条例 第10条 |
| 例 規 番 号 | 平成23年条例第14号 |

【基準】

第10条の規定による。

(指定の取消等)

- 第10条 町長は、指定企業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取 り消し、又は既に交付した奨励金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 指定の要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 指定に付された条件に違反したとき。
 - (3) 事業開始日から3年以内に事業を休止し、若しくは廃止し、又は事業所の用途を指定を 受けた際の用途以外の用途に供したとき。
 - (4) 町税を滞納したとき。
 - (5) 偽りその他不正の手段により指定又は奨励金等の交付を受けたとき。
 - (6) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

| 備考 | | | | | | | | |
|----|-----|---|----------|---------|---|---|---|--|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | T | | | | |
| 設定 | 年 月 | 日 | 令和3年7月5日 | 最終変更年月日 | 年 | 月 | 日 | |